

令和4年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和4年6月23日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年6月23日 9時30分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和4年6月23日 11時03分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	3 番	由 本 好 史		5 番	坂 本 英 人		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和4年第2回笠置町議会会議録

令和4年6月23日～令和4年6月30日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

令和4年6月23日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 令和3年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 報告第2号 令和3年度(2021年度)城南土地開発公社決算に関する報告書の件
- 第6 報告第3号 令和4年度(2022年度)城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件
- 第7 承認第2号 笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第9 議案第27号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第10 議案第28号 令和4年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

梅雨の季節となりましたが、お集まりの皆様におかれましては、体調管理に十分御留意をいただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに令和4年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の予防対策にも御協力いただきながら、密を避けるためにも、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、省エネルギーに対する意識向上と環境負荷の軽減を図るため、クールビズを推奨し、当面の間は、ノーネクタイ及び上着の着脱を許可いたします。

議長（大倉 博君） ただいまから令和4年6月第2回笠置町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、由本好史議員及び5番、坂本英人議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は、本日から6月30日までの8日間に決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る、5月12日、伊賀市フレックスホテルにて、木津川上流直轄改修促進期成同盟会等総会が行われ、出席いたしました。

5月27日、山城地区議長連盟協議会定例会が、久御山町役場にて開催され、出席いたしました。

令和4年度事業計画及び予算等について審議をいたしました。

5月30日、全国町村議会議長会開催の令和4年度町村議会議長研修会が東京都で開催され、出席をいたしました。「町村議会のあるべき姿」や「地方議会とハラスメント」などの講演が行われました。また、この日は京都府選出の国会議員の方々と懇談を行いました。

翌日には、国家公安委員会を訪問し、二之湯国家公安委員会委員長と面談をいたしました。

西田参議院議員及び二之湯国家公安委員長には、全国的な課題でもあるJR線の存続の問題について国での対応を求め、また、関西本線の存続の申入れを行いました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

また、参事兼総務財政課長事務取扱については、参事とお呼びいたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許可します。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

本日、ここに令和4年第2回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は、全国的に平均より遅い梅雨入りとなり、じめじめとした日が続いておりますが、皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。

それでは、町政の状況について報告させていただきます。

6月13日、岩木参与が任期満了のために退任されました。昨年6月に参与に就任いただき、その間、第4次笠置町総合計画の策定や笠置いこいの館の調整に御尽力いただくとともに、地方公務員として培われた経験から多くの御指導をいただきましたことに感謝しております。

続いて、令和4年4月1日からの組織体制について御報告いたします。

3月議会において可決いただいた第4次笠置町総合計画の推進に当たることを主として、

4月1日に総務財政課の課内室として企画政策室を設置いたしました。室長以下専任職員3名、各課からの兼務職員7名により、現在、業務を進めておるところでございます。

あわせて、この人事異動により、本定例議会から出席する管理職について紹介いたします。企画政策室長、草水英行。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 総務財政課企画政策室長の草水です。よろしくお願いいたします。

町長（中 淳志君） 続きまして、会計管理者、増田紀子です。

会計管理者（増田紀子君） 会計管理者、増田紀子と申します。よろしくお願いいたします。

町長（中 淳志君） 続いて、建設産業課長、福島学でございます。

建設産業課長（福島 学君） 建設産業課長の福島です。よろしくお願いいたします。

町長（中 淳志君） よろしくよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する事項について報告させていただきます。

4月25日、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、熱中症の対策もあり、状況に応じたマスクの着脱やイベント等の実施について見直しが行われました。

終息にはまだまだ程遠いものの、新たな生活様式ではありますが、日常の生活に少しずつ戻りつつあると感じております。

8月7日には、60歳以上の方と基礎疾患のある18歳以上の方を対象に、笠置こいの館において集団接種を行いますので、重症化予防のためにも接種いただきますようお願いいたします。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、報告3件、承認1件、諮問1件、議事案件は補正予算1件を含む2件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第4、報告第1号、令和3年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件について報告を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

報告第1号、令和3年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度一般会計予算から令和4年度予算へ繰り越したものにつきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、御報告

いたします。

繰越しの事業となる主なものは、住民税非課税世帯に係る臨時特別給付金事業666万2,000円、町営住宅長寿命化計画に基づく改修事業975万円と耐震化事業1,690万円など11件、総額5,904万8,000円となっております。

以上、御報告申し上げます。

議長（大倉 博君） これで報告第1号を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第5、報告第2号、令和3年度（2021年度）城南土地開発公社決算に関する報告書の件から日程第6、報告第3号、令和4年度（2022年度）城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件の2件について、会議規則第37条により、一括して報告を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 報告第2号、令和3年度城南土地開発公社決算に関する報告書、報告第3号、令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書の2件について一括して報告いたします。

令和4年3月28日に、城南土地開発公社理事会が開催され、それぞれ可決、承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものです。

以上、御報告申し上げます。

議長（大倉 博君） これで行政報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第7、承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第2号、笠置町税条例等の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日で公布、4月1日から施行されることとなりましたので、当町の税条例等についても改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分としたものです。

改正の主な内容は、個人住民税の申告に係る所要の規定整備、個人住民税の合計所得金額

の規定の整備、固定資産税に係る減額適用等です。御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

10ページです。第18条の4、16ページ、第73条の2、第73条の3につきましては、証明書の交付等をする際に、DV被害者の登記簿上の住所が含まれている場合、住所に代わる事項の記載が追加されたことによる改正です。

続きまして、18ページ、10条の3では、新築住宅等において省エネ改修を行った固定資産税の税額措置について、工事費等の要件が改正されたものによるものです。

続きまして、19ページ、第12条では、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復のために令和4年度に限り、商業地等の令和4年度の課税標準額を令和3年度課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とされたことによるものです。施行日は、令和4年4月1日です。

続きまして、13ページ、第36条の3の2、第36条の3の3では、個人住民税に係る合計所得金額において公的年金等控除額の算定基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除と同様に退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとしたことや、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書、公的年金受給者の扶養親族申告書及び公的年金支払報告書について、退職手当等を有する配偶者、扶養親族の氏名等を記載し申告するなどの措置が講じられたことによる改正です。

続きまして、16ページ、附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税控除について、適用期間の延長の措置が講じられたことによるものです。

23ページ、第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例関係の削除です。施行日は、令和5年1月1日です。

続きまして、10ページに戻っていただきまして、第33条4項及び6項、20ページ、附則第16条の3の2項を御覧ください。

こちらは、所得税の確定申告が提出された場合に、個人住民税の申告書の提出があったものとみなし、株式に係る配当所得につき納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっていた

のを、株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と住民税とで一致させることとなったものです。

また、外国居住者等の所得に対する所得税の非課税の適用に関するものが22ページの附則第20条の3第4項、租税条約の適用に関するものが第6項となっております。施行日は、令和6年1月1日です。

その他につきましては、文言の整備等でございます。

これで説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき同一の議題について3回までです。ので、申し添えます。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は、反対とみなします。また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員二滝久功氏は、令和4年12月31日をもって任期が満了となりますので、後任といたしまして、丸山敏夫氏を推薦いたしたく議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、委員の任期は、令和5年1月1日から3か年でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） それでは、諮問第1号の説明は、朗読をもって説明させていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年6月23日提出、笠置町長、中淳志。

記としまして、氏名、丸山敏夫、住所、京都府相楽郡笠置町大字切山。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、適任とすることに決定しました。

なお、この旨を町長に答申します。

議長（大倉 博君） 日程第9、議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して保険料の減免を行う措置を、令和5年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うものです。

施行日は公布の日で、令和4年4月1日から適用するものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、提案理由にもございますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して保険料の減免を行う措置を、令和5年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、2ページを御覧ください。

附則第8条本文中の減免の適用期間、「令和4年3月31日」までを「令和5年3月31日」までに延長する改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第10、議案第28号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第

1号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第28号、笠置町一般会計補正予算(第1号)の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額14億599万4,000円に、歳入歳出それぞれ5,112万8,000円を追加し、合計を14億5,712万2,000円とするものです。

主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に535万3,000円、子育て世帯生活支援給付金事業に158万2,000円、京都セキュリティクラウドへの移行に伴う電算システム管理事業に3,600万4,000円などを計上しております。

財源は、国庫支出金や地方債、財政調整基金からの繰入金を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第28号、令和4年度笠置町一般会計補正予算(第1号)につきまして説明させていただきます。

私のほうからは、歳入と所管の歳出につきまして説明させていただきます。

先ほど町長からの説明にありましてとおり、今回の補正につきましては、5,112万8,000円を追加いたしまして、総額を14億5,712万2,000円とするものでございます。

それでは、まず、歳入から説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金といたしまして218万4,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種対策国庫負担金に当たるものでございます。

同じく、15款国庫支出金、2項国庫補助金におきましては、民生費国庫補助金といたしまして、子育て世帯への生活支援特別給付金といたしまして85万1,000円を計上しております。

3目の衛生費国庫補助金につきましては、先ほど負担金にもありましたが、新型コロナワ

クチンの接種体制の確保事業国庫補助金といたしまして315万7,000円を計上しております。

16款府支出金、府補助金、総務費府補助金は、コミュニティ助成事業助成金といたしまして200万円を計上しております。

3項委託金といたしましては、10月7日に投開票が実施されます参議院議員選挙の委託費といたしまして、総務費委託費を30万3,000円増額、また、商工費委託金につきましては、事業の委託金額の確定によりまして商工費委託金2万1,000円を計上しております。

19款繰入金、基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の3,896万3,000円につきましては、財源不足によりまして基金からの繰入れを行うものでございます。ふるさと基金繰入金につきましては、笠置いこいの館の運営事業に充当するため、ふるさと基金から8万1,000円を繰入れいたします。

21款諸収入、3項雑入、2目雑入の256万8,000円につきましては、消防団の退職報償費といたしまして197万2,000円や、資機材の購入費用といたしまして58万5,000円などを計上いたしております。

22款町債、1項町債、4目土木債は、緊急自然災害防止対策事業債といたしまして、土木事業に充当するための100万円を計上いたしております。

歳入につきましては、以上となります。

続きまして、10ページからの歳出につきまして、総務財政課所管のものを説明させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、犯罪対策事業2万1,000円、こちらはのぼり等啓発物品の購入となっております。自治振興対策事業の200万円は、歳入のほうの府支出金に計上いたした200万円を地区自治会のほうの事業実施また備品購入に充当するための200万円を計上いたしております。電算システムの管理事業3,600万4,000円につきましては、京都セキュリティクラウドへの移行に伴い、町の電算システムにつきましてシステム更新等を行うものでございます。

下段、7目交通安全対策事業といたしましては、こちらも啓発物品の購入に3万2,000円を計上しております。

4項選挙費、参議院選挙費といたしまして、日程が確定しましたので7月10日の投開票に向け期日前投票への従事等への報酬や委託料等を計上したものでございます。

最後、13ページをお願いいたします。

12ページ、下段、8款消防費、1項消防費、非常備消防費といたしまして、消防団事業に255万8,000円を計上しております。こちらは歳入でもありました退職消防団員の方への報償費197万2,000円と資機材購入といたしまして消防の防火服等の購入に58万6,000円を計上しております。

最後、9款教育費、2項社会教育費、1目文化財保護費でございますが、委託料として2万3,000円を計上いたしております。当初予算でも河川敷の異物の撤去の費用としておりましたが、金額の確定によりまして2万3,000円を増額したものでございます。

以上、総務財政課所管のものについて説明させていただきました。以上です。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では165万6,000円を計上させていただいております。児童福祉事業として、まず、児童手当支給事業として2万4,000円を計上させていただいております。需用費として消耗品代2万1,000円、また、役務費、郵送料として3,000円を計上させていただいております。

それから、子育て世帯生活支援特別給付金（その他の子育て世帯分）支給事業について163万2,000円を計上させていただいております。これにつきましては、高校生までの子供を養育されている住民税非課税者に対して対象児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

予算といたしましては、需用費消耗品代として1万8,000円、また、役務費として郵送料、振込手数料として9,000円、また、給付金とシステム改修代合わせて155万5,000円、それから3年度の実績確定による返還金として、償還金利子及び割引料として5万円を計上させていただいております。

続きまして、2目保育園費でございます。保育園費のほうで、今回17万円のほうを計上させていただいております。4月より園児1名が増となったため、需用費として食料費と消耗品費合わせまして8万3,000円、それから絵本の部屋の修理代ということで8万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、下段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で704万7,000円を計上させていただいております。そのうち、予防接種新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで702万6,000円を計上させていただいております。報償費として医師や看護師代等に113万4,000円、需用費で消耗品や印刷代で38万円、それから役務費、保険料、郵送代等で39万7,000円、会場設営等の委託料として339万2,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

それから、使用料と賃借料で福祉用具のレンタル代として5万円、また、償還金利子割引料といたしまして令和3年度、年度の補助金の確定に伴う返還金として167万3,000円を計上させていただいております。

また、母子保健事業として発達障害児等の支援事業として2万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、保育所の巡回指導の1回増に伴う報償費として1万8,000円、また旅費として3,000円を計上、合わせて2万1,000円を計上させていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費におきまして、笠置いこいの館管理運営事業で8万1,000円計上しております。いこいの館の再開に向けて視察に係る費用を計上させていただいております。

いこいの館につきましては、オープンから20年以上経過しております。その間、温浴施設のトレンドやニーズの変化に加えまして、再開に向けては、自然環境に配慮した設備も検討課題の一つでございますので、そういった施設を視察するための費用を計上させていただいております。視察する施設につきましては、7か所を予定しているところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費で、観光施設管理事業で1万3,000円計上しております。これにつきましては、京都府からの委託金の決定に伴います増額になっております。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

建設産業課が所管します歳出について説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、18節負担金補助及び交付金で100万円の補正を計上させていただいております。

内容につきましては、令和3年度より京都府さんに実施していただいております町内下有市地内の急傾斜地崩壊対策事業において追加、変更等生じた分に係る市町村負担金の支出を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

10ページ、6目企画費のいこいについての予算なんですが、前にもう少し大きい金額コンサルとか調査費で上がるというふうに聞いていたんですが、それが上がっていないのはなぜかをお聞きしたいのと、そもそもいこいの予算に関しては、委員会もあるので、そちらでまず説明があってもいいのかなと、委員長がどういうふうに思っておられるのか分からないんですが、その辺も僕はまず委員会で説明があつてしかるべきなのかなと思います。その辺説明お願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和4年3月議会において、いこいの館の再建に当たって6月議会においてコンサル等々の予算を計上させていただいて、具体的な再建計画を模索していくというお話をさせていただきました。

その後、いこいの館を再開するための調査を実施するため、予算案をお諮りしようと考えておりましたけれども、限りある財源を有効に活用するためには、ある程度の具体的な再建プランをまず庁内で検討し、どのようにして魅力ある施設に改修すべきかという議論を先行した上で、改修費用の見積りをコンサルに依頼するほうがよいのではないかという結論に至りました。住民の皆さんや来訪者に愛していただけるような魅力ある施設とするべく、具体的な再建案を立案していこうと考えております。

もう一点、特別委員会の件についてでございますが、特別委員会の開催について、内容が今回のような視察だけの内容ということなら、改めてまた視察等々の経緯も含めながら委員会で報告させてもらって、御審議いただきたいというふうをお願いしたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

上げると言っというて上がらなかった説明を当然してほしかったし、予算に上がってきているのは議決を得てから説明なのも、委員長、これ了承してはんのかは、ちょっと僕は不思議なんです。

そもそも話し合った結果、ある程度決めてから予算を上げるほうがいいというのは、それ去年の11月の時点で既にスケジュールを出さんとあかんのちゃうかって、再開に向けたスケジュール出さんとあかんのちゃうかって言っていたはずなんですね。それで出てこなかったんですよね、たしか11月委員会やったと思うんですが。なのに今何かどういう施設にするかを検討してそこからみたいな話なんで、何か町長矛盾していませんか。

去年度のうちに方向性を出すというの僕らの委員会での、町長を含めた委員会での総意やったと思うんですが、僕たちこちら側が思っている方向性と町長が思っている方向性のレベルがあまりにも違い過ぎているように思うんです。年度末に出てきのは、町長が再開する方向、僕らその方向性ってもっと先を言っていたんで、どうやって再開するんやというのが僕らの思っていた方向性やと思うんです。

それ確かに行動を起こさないよりは起こしたほうが絶対いいのはいいんですが、なぜもっと早くそこに気づいてもらえなかったんかなと、再三委員会でも言っていたと思うんですが、その辺説明お願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

いこいの館の現状についてかなり老朽化が進んでおります。それで、全ての施設の修繕というのにどの程度費用がかかるのか、その財源どうしていくのかというふうなことで、取りあえずは全施設の見直しということで予算措置させてもらおうと考えておったんですが、結局のところ、最終のこうした形にいこいの館をもって行って再開したいというプランを提案させていただいて、議会やそれからアドバイザーボード等々にもお諮りしながら、最終形

についての議論を深めた上で、予算措置を考えていくというような内容のほうがスケジュール的には明確になってくるのではないかとということで、担当課とも十分相談しながら、そういうふうにさせていただきたいというふうに考えて、今回は施設の在り方についての視察、どのような施設を、現在、新規に出さなかったかとか、改修しなかったかというような情報をきちんと集めた上で、どういうふうにしていくのか具体的な案を提案させていただきたいということで、今回は視察だけの予算を計上させていただいたと、そういう形になります。

決してスケジューリングでありますとか、今回コンサルに予算を出しますということでお話しておいたわけですが、そっちのほうが分かりやすいやろうと、後の作業も進めやすいやろうということやったんで、ではそういうふうに変えていきたいと思いますということでお話をさせていただきました。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

私も今の件でちょっとお尋ねしたいんですが、財政が大変厳しい笠置町なんですが、このいこい館は何もしないでも年間1,800万円もの公費が費やされるというような状況であります。今から職員に視察に行ってもらって、再開計画を策定するということは、また再開に向けて一層遅くなるのではないかと思います。

今までいこいの館については、前議員の方いろいろ、数年前また十数年前ですかね、いろいろ議論を重ねてこられたと思うんですが、その議論というのはちゃんと把握されているのかどうかというのがすごく疑問に思います。

また、今回の補正で職員2名の方の視察の経費が計上されておりますが、この視察に行かれる職員の方はかなり重責を担うと思います。どなたが視察に行かれて、また、視察7か所ということですが、こういった日程で視察に行かれるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。スケジューリングがまた大幅に遅れるのではないかと御質問でございます。

現在、考えておりますスケジューリングの中では、アドバイザーボードの活用ということを考えておまして、当然ながら特別委員会も含めてどのような形にしていったらいいのかというようなお話を進めていきたいと。そこで、具体的にこういうふうな形にしたいところまで取りあえずもっていきまして、その後、再建案に向けた財源どうしていくのかというふうなお話を行政側として詰めていかなあかんというふうに考えています。あまり

遅くならないようにできるだけ早く再建案というのを提案させていただきたいというふうに考えています。

誰が行くのかという御質問については、担当課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、視察に行くのは、私と担当者の2名を予定しております。

視察先でございますが、主要事業調書にも書いておりますけれども、リニューアルされた施設2施設ということで、具体的には滋賀県と京都市内の施設、これ2018年にリニューアルされておりますけれども、その2施設と、あとバイオマスや木質ペレットの利用施設というところで、これ4施設でございますが、これは岐阜県、岡山県、あと京都府内が2施設でございます。あと、新規の施設といたしまして、相楽郡内でこの4月にオープンした施設がございますので、そこにも行く予定をしております。

あと、日程でございますが、施設につきましては、事前にちょっと受け入れていただけるかどうかの確認だけは取らせていただいた中で、梅雨の時期のほうがお客様も少ないので都合がいいとかという施設もございましたので、その施設から始めていきたいと考えております。

なので、7月から順次視察を始めさせていただいて、一月行ければ2施設行かせていただいた中で、10月、11月ぐらいには終わっていきなというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また、職員の知見を広め、再開に向けての資料とすることですが、視察に行かれる二人の方の職員の知見を広めるだけで十分だと考えておられるのか。また、この岐阜、岡山まで行かれて、また11月に終わられるということですよ。本当に再開をどうするかということが全くスピード感がないと思うんですが、本当にこういったスケジュールをどう思っておられるのか、そのあたり再度お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

知見を広めていただくということですが、具体的にどうした施設を新規事業者さんなりリニューアルされた事業者さんが考えて運営されているのか、お客さんの反応はどうか、どういったコンテンツをつくって接客されているのかというようなことを見てきてくださいと。

いこいの館の施設かなり老朽化しておりまして、先ほどちょっと質問ございましたが、かなり傷んでおるのではないかというふうな話もあって、全体どのようにして修繕していくのかというのは、今後またコンサルにお願いして調査していただくという形になろうかと思いますが、スケジューリング自体は大体秋くらいまでには基本的な案を策定した上で、その間、特別委員会等々に中間報告などをさせていただきながら、再建案の検討を進めていきたいというふうに考えております。

あんまり遅くならないようにということでございますが、とにかくかつての昔出ていた再建計画、予算案等々を見させていただいておりますけれども、それからまた日月たっておりますし、それから昨今の材料費の値上げ等々もあって、全部見直さんといかんというのが現状でございます。できるだけ早く再建計画立ち上げたいというふうに考えておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕も少しいこいの館について、委員長としてお聞きしたいことがありますので、二、三お聞きしたいと思います。

これ企画費の笠置いこいの館管理運営事業となっております。運営管理の特別委員会を設けているわけですが、町長はこの議会の場で今お話ができるということは、議会でおのずとお話ができるというふうに思うんですが、行政側のお考えの中に特別委員会の在り方というのはどういうものかというふうにお考えしているのかなと、今の答弁を聞いておまして、少し寂しく思いながら皆さんの議論を聞いておりました。

本当に二元代表制を進めていく中で、しかも特別委員会って町の議会の中ですごい重責の重い委員会だと僕は感じて委員長を務めてまいりましたが、なかなか委員会が開催していただけないと。こういうふうに予算が上程されまして、少しうまくいっているのかなと心配に思っているわけですが、どういうふうなお考えをお持ちかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本特別委員会の委員長の御質問でございます。特別委員会を決して軽視しているつもりはございませんが、具体的な再建計画というものがもう少し見えてきた時点で、それから視察の内容がどのような内容になったのかということを含めて委員会のほうで報告させていただきたいと。

今回は、視察の内容というか視察だけの補正にとどまっておりますので、その件について御相談させていただきたいというか、予算措置させていただいたという状況でございます。以上です。

(「質問の答弁いただいているように思えませんが」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 町長。

町長(中 淳志君) 補足いたします。

ただいまの坂本議員からの御質問でございますが、特別委員会を決して軽視しているわけではございません。いろんな再建案についてのスケジューリング、どのような中身での見積り取っていかうかというふうなことを行政内部で話をさせていただいたという結果で、結果的にもう少し具体的な内容を詰めてお諮りしたほうが審議進みやすいでしょうというような結論に至ったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

なお、視察始まりましたら途中でどのような施設であったのかというふうなことも含めて、また、カーボンニュートラル等々の施設の改修についての報告等々また改めてさせていただきたいと思っておりますので、できるだけ早急に視察を順次終えていって、途中、中間報告でもいいんで、どういう施設やったと、どういうこと言うてはったというふうなことについて報告はさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長(大倉 博君) 坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

議長に一つ、質問に対しての答えがないときは、議長、町長にきちんと説明するようにというお話をいただいてもよろしいですかね。僕は特別委員会の在り方をどのようにお考えかという話をさせていただきました。今町長は、今現行、行われている業務に対しての報告をしていただいた、そのように聞こえております、僕には。

ですんで、僕が質問しているのは、特別委員会が行政の中でどういう在り方であることを望んでおられるのか、どういう使い方ができるのかということを考えているのか、そういった内容の話を今質問させていただいておまして、一切町長からはその辺のお話は今なされておられません。

その辺は、議長、僕3回しか質問ができませんので、有意義な議論ができるように努めて
いただきたくお願い申し上げます。すみません、町長、お願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問、特別委員会をどのように考えているのか
という御質問やと思います。

特別委員会に関しましては、できるだけ近況どういうふうな進行になっておるのかという
ふうなことも含めて御報告それから議論をしていただく場として考えておりますので、でき
るだけ早急に報告事項があれば、また、なくても進捗状況どうなっているのかということに
ついての御報告等々もさせていただけたらと思っておりますので、御理解いただきたいと思います
います。

特別委員会については、いこいの館の今後将来について議会の皆さん方と十分に議論させ
ていただいた上で、その内容についても住民やアドバイザーボードの方々等々の議論、要
望、意見、そういうものを含めた上での最終的な計画というものを立てていかんといかん
と思っておりますので、特別委員会にお諮りさせていただくというのは、議会に本会議ではなく
て特別委員会という場でいこいの館の今後の在り方についての議論をさせていただく場所
というふうに考えておりますので、できるだけ機会を設けて特別委員会開かせていただきた
いと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

決して特別委員会開くのを嫌やとか、軽視しているとかいうふうなことでございませ
ん。報告事項等々それから進捗状況どうなるとのかというふうなことも含めて、できるだけ機
会を持ってこれから特別委員会についていろんなお話をさせていただきたいと考えており
ますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長、僕は委員会の在り方を何度もお伺いしてございまして、運営対策特別委員会という
名前がついてございまして、対策をみんなで考えようやないかという委員会やと思ひます。
今回これ運営事業費で8万1,000円予算計上されてございまして。その部分は自分たちで考
えるよと、でも大きい額面になったときは委員会にお諮りしますと、町長はお諮りします
と言わはるんですよ。対策みんなで考えようよじゃないんですよ。議会にお諮りしたい
というときに委員会をお使いなされると。それは僕としては委員会の在り方を少し理
解なさっていないのかなというふうに思ひます。

ですんで、委員会を有意義に活用する方法というのをぜひ観光課、今回できた政策企画部も含めて、皆さんで一回ちょっと考えてみていただきたいと思うんですよ。いこいの館の運営対策特別委員会という名前がついております。名前ってすごい僕大事やと思うんですよ。それに対しての定義、哲学というものは皆さんに共有されていないから、これが活用できないんだと僕は考えているんですよ。

条例つくるときもそうじゃないですか、絶対に概念がいるんですよ。行政の中に今いこいの館というものの概念があるのか、定義があるのか、どこに向けて進んでいるのか、これすごい議会としては不安を感じております。分かっただけですしょうか。その辺の熱量が感じ取れないと、なかなか予算に対して大手を振ってよし頑張っ来てくれというような表現が議会はしにくくなるのではないかなと思います。

ぜひ行政側に、今後のいこいの館の在り方、特別対策運営委員会の在り方をいま一度議論していただいて次の委員会には臨んでいただきたいと。その報告も踏まえ有意義な委員会が開催できることを望みます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

5番（坂本英人君） 返答してくれるんやったら。

（「返答もらえや」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員からの非常に本質的な御意見、御要望等々しっかりと受け止めて、今後議員の皆さん方、委員の皆さん方と情報共有しながら、しっかりといこいの再建について議論進めてまいりたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、補正予算の説明をしてもらったんですが、ちょっと分かりにくいところありましたので、もう一度お聞きしたいと思ひます。

10ページの電算システム管理事業、この金額が3,600万補正に上がっていますね。これはどういうことですか。まだ4年度当初予算組まれて2か月もたたないうちに、当初予算の16%もアップするような予算を組まれていると。先やる企画的ビジョンでこういうことをされるのか。どうなんですか。

ただ、必要やから上げたらいいと。今8万1,000円のいこいの件でどうこう言うてい

るんですよ。この金額が御存じのように3,600万ですよ。この点どうなんですか。当初予算組まれてからまだ2か月ちょっとしかたたないのに、なぜこういう大きい金額が補正に出てくるんですか。先の読めない当初予算だったんですか、その点、町長、説明してください。

議長（大倉 博君） 参事。

2番（松本俊清君） 議長、町長って頼んだんですよ。

議長（大倉 博君） まず、担当者に。参事。

2番（松本俊清君） 担当者に代えていいですかって聞いてもらわな困るやないか。

議長（大倉 博君） 分かっています。まず担当者に、参事から説明。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、所管課のほうからお答えさせていただきます。

この京都セキュリティアクラウドへの移行というものは、京都府下の自治体令和3年度から取り組んでおりまして、本町といたしましても、令和3年度中に移行ができるものと思っておりましたが、ちょっとうちのほうと京都府さんとの調整の中で3月末までに完了ができませんでした。昨年度の予算の中にも計上しており、減額ということをしておりませんので、新年度に持ち越してしまうということが3月終了間際になってしまいましたので、3年度予算で繰越しとか間に合わなかったものでございます。改めて今年度新規で上げさせてもらったものでございます。

内容といたしましては、京都府さんのほうで進めておられますセキュリティアクラウドへ京都府下の全市町村が移行するというものとなっております。これによりまして当町今単独で持っておりますクラウドサーバーから移行するための更新とかバックアップ環境を導入するための作業費用となっております。

金額はかなり大きくなって、本当に松本議員おっしゃるとおり、見込みができていなかったのかと言われれば、大変申し訳ないと思っております。財源のほうも今の時点では基金の繰入金ということも考えておりますので、今回この予算可決いただきましたら、早急に移行をいたしまして、7月、8月には完了するというふうな見込みとなっております。

今の機器でも十分セキュリティーのほうには万全を期しておりますけれども、京都府さんの進めておられる、もう今全国的にクラウドのほうへの移行もセキュリティーの向上のためにも移行しておりますので、笠置町も遅れていかないように今回上げさせていただきました。

当初予算それから3月の完了の見込みのほうが少し甘かったというところも反省いたして

おります。御迷惑おかけいたしますけれども、御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

町財政におきまして電算システムの入替えとか、更新とか、非常に大きな負担となっているというのは事実でございます。大きな市町と比べて笠置町にとっては非常に大きな負担になるということで、共同化とかできへんのかというようなことを常に他の市町村とか、相楽東部でありますとか、そういうところとお話ししているんですが、なかなかこういうシステムそれぞれの自治体で導入しなさいという形になってきますんで、節約なかなか難しいと。せめて値引きしてくれということを使うんですが、民間団体の場合はある程度お話できますが、これはなかなかそういうの難しいというところもございまして、電算化に関する負担非常に現在重いということなんです、これもデジタルトランスフォーメーション、行財政の電算化というところで乗り遅れていくわけにはまいりませんので、住民の皆さん方のよりよい住環境、行政システムの見直しということで導入を進めていかざるを得ないということでございます。

今後もできるだけ無駄のないようによくよく検討した上で、電算化の事業というのは進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今これは補助なしに経費の負担は町が全部単独の経費なんですね。今後、さき前田氏が言われたように、府からしばらく待つてできなかつたというように、持ち越しみたいな感じにとつたんですけれども、今後こういうことはないんですか。町長、どうです。こういう単独でする事業について補正で上がってくる、こういうことはないんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

今回の移行作業について3月末までにできますということでこちらは事務を進めてきたんですが、結局のところどういう理由か私のほうでは完全に掌握していませんけれども、3月末までにはできなかつたと。もっと早よう3月末までに移行作業完了しないということが分かつておれば、それなりの財源、繰越するなり何なりの措置ができたんですが、今回に関してはぎりぎりまで調整した上でできなかつたということで、こういう形になって御不信の念を抱かれるということになってしまったかと思ひます。

できるだけこうしたことがないように、的確に情報を整理した上で、財源というか財政をきちんと処理していきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今ないんですかどうかって聞いたんですよ。まだある可能性があるんですね。そうなってくると、笠置町の財政は大丈夫ですか。簡単に答弁してくださいよ。分かりやすくお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

絶対ないかって言われれば、絶対ないとは申し上げられませんが、今回こういう形になってしまったのは通常のことではなくて、非常に事態としてはイレギュラーなそういう処理になってしまったというふうに感じております。こういうことが起きないように関係機関とも協議しながら、きちんと予算の年度内消化、それが無理なら財源の繰越しなどの措置をきちんとやっていきたい。今回はそれもできひんかったということで御理解いただきたいと思います。

基本的にはないんですが、絶対ないかって言われると、それはもうお答えのしようがないと。一生懸命努力されたと思うんですが、できなかったということでございます。以上でございます。

すみません、もう一つ、笠置町の財源大丈夫なのかということでございますが、現在のところ、財源というか財政に関してましては問題がございませんので、その点は御安心いただければと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、こうした電算化非常に金額が大きいということで、小さな自治体にとっては非常に大きな負担になるという形になります。この点については、国や京都府等々にもきちんと要望をさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） すみません、今町長大丈夫やという話をされるんですけども、根拠は何なのかと。あと何年大丈夫で、何が大丈夫なんかの説明は一切ないわけですよ。こういうことは議会で軽々しく発言するものではないように思うんですよ。全く何もないじゃないですか。今その議論をするべきところなんかどうなんかというぐらい、言わなくていいことは

言わないほうが良いと思うんですよ。

こちらはその情報が入ると、またいらんことを考えないといけないと。本当にあと何年大丈夫なんですかと。何について大丈夫なのかまでやっぱり発言されるときは責任を持って、どこまでいっても町長ですから、発言をお願いしたいですし、本当にその根拠がおりであればきちんと説明すべきだと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

財政の健全化指数というものがございまして。今のところ健全化指数は全てクリアというか、健全ですという数値が出ておりますので、いつまで大丈夫なのかという質問をされますと、またそれは答弁困るわけですが、ここ数年大きな財政の悪化というものございません。いつまでそれが続くのかというのは、私もどんなことがあるか分からないので明確にお答えはできませんが、現在のところ御心配いただくような状態にはなっていないということで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長、だから僕がさっき言ったとおりじゃないですか、何も根拠がないと。財政指数だけで今年だけの話をしているという話だと思いました。財政指数に関しても職員も知恵を出しているいろんなやりくりしながらその数字をたたき出していることだと思います。

本当に、今の答弁でもそうなんですけれども、いらんことはしゃべらないでほしい。本当に議会を円滑にスムーズに進める責務が行政側にも僕らにもあるわけですよ。先ほどの委員会の在り方でもそうですけれども、もう少し議事を大切に思っていたきたい。僕らも一生懸命勉強して今日に至るわけですよ。町長の軽率な発言で住民が不安になったり、議会が不安になったりというのは、町にとってマイナスですよ。

言わなくていいことは言わない。財政健全化だけの話やったらもうその名前まで出さないと。何について話していますと丁寧にやっぱり答弁しないと。混乱を招くような議論は議論じゃないですよ。もう少し町のことを大事に思っていたきたい。

議長（大倉 博君） 答弁いるの。

5番（坂本英人君） ありません。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長が答弁されるとさらに質問が増えていく不思議な議会なんですけど、町長が今言われた健全化指数ですか、これ僕らも議員になったときに勉強させてもらいました。町長は当然知っておられると思いますね、行政経験者なんで、20何年か前ですが、知ってはると思います。これ町民の人が聞いていても分からないと思うんですよ。

僕の認識で言えば、健全化指数ですか、それが問題ないというのは、ただ単純にそれではかれるものではないと思います。これ僕の今しゃべったことが間違っていると思われるんやったら行政側で訂正してもらったらありがたいんですが、将来のために投資している自治体、これ見た目はやっぱり悪くなるんですね、と思います。何もしていない自治体、これ見た目問題ないようになってしまうんですね、数字上。僕はそういうふうに理解しているんで、町長が今問題ありませんって言うたら、もしかしたら笠置町は何もしていないんじゃないかって僕は思ってしまうんですね。将来のために何か投資、将来5年後、10年後のために将来返ってくる何かのために投資していない、だから今は指数的には全然問題ないというふうに僕は取ってしまうんですね。

だから、さっき坂本議員も言いましたけれども、それをただ単純にその言葉を出して、だから安全なんやどうもないんやというのは、どうかなと思います。

僕の考え方の内容が間違っていたら訂正の答弁してもらったらいいですけども、それが無いなら答弁はいりません。

議長（大倉 博君） 答弁いるの。

7番（西 昭夫君） いや、今説明しましたやん。訂正があるなら答弁してください、ないなら答弁いりませんということなんですよ。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そもそも補正予算はどういうことですかということを毎回お尋ねしているかと思うんですけども、ほかの議員さんからも、まだ年度が始まってまだ2か月余りで補正するというあたりの説明がちゃんとされていないと思うんですね。

私は、補正予算というのは、制度改正とか災害等の場合補正をするというような認識を持っておったんですが、今回この予算を見ていまして防犯対策事業なり、それと公用車の関係、交通安全等、何でこの2か月余りしかたっていないのに補正がされるのかというのが疑問に思っております。そのあたり補正予算というものをどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問お答えさせていただきます。

由本議員も行政経験されておりましたので、今おっしゃったとおりの内容かと思えます。本来、当初予算で見れなかったものというものを減らし、6月議会におきましてはそれこそまだ2か月経過後の緊急での対応であったりとか、今回でしたらコロナワクチンや支援給付金、特別給付金等々、急遽の制度改正であったり至急のものが出てきたというものへの対応かと思っております。

御指摘いただきました総務財政課所管の犯罪対策であったり、それから交通安全対策等につきましましては、昨年、一昨年と、新型コロナウイルスの影響もあって啓発活動ができておりませんでした。今年度新たにしようとしたところ、啓発物品の不足であったりとか不具合等が起きておりましたので、上げさせていただいたところでございます。

公用車の管理事業につきましても、これタイヤの交換の分に当たるんですけども、従来の当初予算のほうにも見ておりましたが、循環バス等の使用による磨耗が激しかったというところで上げさせていただいたものでございます。

財政担当しているほうといたしましても、当初予算で予算のいける範囲内のところでさせていただけたらというふうには考えておりましたが、少額ではございますけれども、啓発等を重点的にするために今回上げさせていただいたところです。

また、先ほど来出ております電算システムにつきましましては、3月補正のところで状況の見極めが十分できていなかったということも十分反省しております。今後このようなことのないように、特に6月での補正につきましましては、各課のほうに十分確認、ヒアリングのほうを行い、今の時期でないといけないものなのか、当初予算のほうで上げられなかったのかというところまでヒアリングさせていただいて、計上させていただきたいと思えます。御指摘ありがとうございました。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。坂本議員。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 賛成ですか。次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

賛成討論をさせていただきますが、予算は前向きに使っていただけたらいいと思いますし、必要な経費は仕方ないというふうなことは思います。

ただ、ここにおられる執行部新しい職員さんもおられます。その中で、やはり議会、決定権者、執行権者の町長、このディスカッションを見たときにやっぱりちょっと違うなと思われたりとか、こうだよねああだよねということがあると思います。今度新しい政策企画室もできました。本当に笠置をみんなで大事に思うような議会運営、町政運営していかないと。その中で僕は議員の立場で常に否決より重い賛成はないのかと思ってこの場に来ております。だから、今日の議案もそうです。絶対笠置にとってプラスなものにしてくださいと、そういう願いを込めて賛成をしたいと毎回思っています。

ですので、何分もう少し議会を信頼して、思い切った話をしてみたり前向きな議論ができるような体制をつくっていただいて議会に臨んでいただきたいと。この議案はいこいのまた一步を踏み出すチャンスになると信じておりますので、どうぞ有意義に使っていただきたいと、賛成討論に代えさせていただきます。

議長（大倉 博君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで討論を終わります。

これから日程10、議案第28号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件の採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 賛成者起立多数です。したがって、議案第28号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月30日午前9時30分から開会します。通知は省略します。
本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時03分